

北九州市監査公表第32号
平成29年8月30日

北九州市監査委員	江本均
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	福島司

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
教育委員会における財務事務の執行について
- 3 監査の期間
平成28年7月5日から平成29年2月27日まで
- 4 監査公表の時期
平成29年3月28日（平成29年監査公表第19号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 企画調整課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【補助金交付に係る適切な審査の実施について】</p> <p>平成 27 年度の北九州市私立外国人学校補助金の実績報告書を閲覧したところ、補助対象とはならない経費が含まれていた。</p> <p>市は、この経費に係る補助金額について、確定額の変更及び補助金の返還について、検討する必要がある。また、今後、補助金の交付に際し、実績報告書及びその根拠となる支出証拠書類を慎重に確認し、補助対象経費であるか適切に審査を行うことが必要である。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>監査の指摘は、「補助の手引き」において『当年度内に見積もりを徴収し、購入等を行ったもの』としているにも関わらず、前年度に見積書を徴収した経費を補助対象として認定しているというものである。</p> <p>当該経費は、前年度に見積もりが徴されており、施行業者は部品調達を行っているが、</p> <p>①審査段階で学校法人から事情聴取し、補助対象年度に実施する前提であったことを確認していること</p> <p>②竣工証明書から、27 年 6 月 1 日の実施・竣工を確認していることから、27 年 6 月 1 日が本件経費の事象発生日と判断し、補助対象と認定しているもので、確定額の変更及び補助金返還の必要はないと考えている。</p> <p>「補助の手引き」どおりの運用がなされていない点については、27 年度補助金の審査段階、28 年度の申請及び審査段階において、補助申請者に対し指導を徹底した結果、28 年度補助金において、同様の事案はなくなった。</p> <p>今後も適切な審査を実施していきたい。</p>

(2) 施設課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【市有地における自動販売機の設置形態について】</p> <p>市は、団体が市有地に自動販売機を設置する際、行政財産の目的外使用許可を行っている。しかし、本件は自動販売機業者への転貸に該当すると考えられる。</p> <p>市有地を自動販売機設置のために利用させる場合には、転貸という形式ではなく、自動販売機設置業者に対して貸付手続を行う必要がある。</p>	<p>(施設課)</p> <p>該当の自動販売機については、浅生スポーツセンターの開設に伴い既に撤去されている。(平成28年11月)</p> <p>今後、同様の事例が生じた場合は、市有地の使用手続きを所管する財産活用推進課と協議し、市全体の取扱いと合わせる形で貸付等の手続を取るよう、検討していきたい。</p> <p>(財政局財産活用推進課)</p> <p>監査の結果を踏まえ、市有地における自動販売機の取扱いについて見直すことを検討中である。</p>

(3) 学事課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>【学校コンピュータにおける各校サーバの適切な管理について】</u></p> <p>市の小中学校には学校単位でデータサーバが設置されているが、物理的な保護が十分でないケースが見受けられた。サーバ障害は業務の著しい支障となる。サーバは適切に保護される必要がある。</p>	<p>(学事課)</p> <p>情報機器等の管理運用を定めた「北九州市立学校情報資産の管理及び運用に関する要領」、「情報セキュリティ手順書」について、準拠する国の指針等を追加するなどの改定を行い、平成 29 年 4 月 3 日付通知「『北九州市立学校情報資産の管理及び運用に関する要領』の改定について」で情報セキュリティ責任者(学校長等)宛に通知し、情報資産の適切な保護、管理、運用の周知徹底を図った。</p>

(4) 学校保健課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>【脆弱性が残るシステムの対応について】</u></p> <p>市教委が所管する情報システムのうち、既知の脆弱性が残されたまま運用されているものがあつた。その情報システム単体における障害発生の原因となるだけでなく、市のネットワークにも影響を及ぼす可能性があるため、速やかな対応が必要である。</p>	<p>(学校保健課)</p> <p>今回の監査の結果を踏まえ、ログインIDやパスワードの変更を行った。今後についても、定期的にログインIDやパスワードの変更を行い、不正アクセスへの対策を講じる。</p>

(5) 指導企画課

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について】</p> <p>特別支援教育専門医専門家報酬の源泉徴収税額について、適切に徴収されていないものが見受けられた。今後は、適切に源泉徴収する必要がある。</p>	<p>(指導企画課)</p> <p>報酬の源泉徴収税額算定に当たっては、所得税法の規定に従って行うよう、各担当、係長及び所管課長に徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none">・源泉徴収税額の算定方法については、税務署に確認の上、所得税法の規定に従って行うよう改善済み。(平成28年度第4四半期分の支払より対応済み)・専門医専門家に対し説明文書を送付(平成29年3月)。

(6) 教育センター

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【脆弱性が残るシステムの対応について】</p> <p>市教委が所管する情報システムのうち、既知の脆弱性が残されたまま運用されているものがあつた。その情報システム単体における障害発生の原因となるだけでなく、市のネットワークにも影響を及ぼす可能性があるため、速やかな対応が必要である。</p>	<p>(教育センター)</p> <p>監査で指摘された「教育センター蔵書等検索システム」については、報告書にあるとおり、当該システムの運用を停止するとともに、Excel で作成した蔵書リストを閲覧限定で公開するという対応を取っている。</p> <p>今後、センターとして外部からのアクセスが可能な情報システムを整備する計画はない。</p>

(7) 教育センター

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【市有地における自動販売機の設置形態について】</p> <p>市は、社会福祉法人が市有地に自動販売機を設置する際、行政財産の目的外使用許可を行っている。しかし、本件は自動販売機業者への転貸に該当すると考えられる。市有地を自動販売機設置のために利用させる場合には、転貸という形式ではなく、自動販売機設置業者に対して貸付手続を行う必要がある。</p>	<p>(教育センター)</p> <p>市有地の使用手続きを所管する財産活用推進課と協議し、市全体の取扱いと合わせる形で貸付等の手続をとるよう、検討していく。</p> <p>(財政局財産活用推進課)</p> <p>監査の結果を踏まえ、市有地における自動販売機の取扱いについて見直すことを検討中である。</p>

(8) 高等理容美容学校

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【学生負担金に係る事務の適正な執行について】</p> <p>北九州市高等理容美容学校（以下「理容美容学校」という。）における平成 27 年度の学生負担金の会計事務処理において、業者の選定、契約書の作成及び物品納品時の検収に不備が見受けられた。学生負担金の取扱いに当たっては、透明性を維持し、保護者負担の軽減に努め、常に適正な管理及び執行を行う必要がある。</p>	<p>(高等理容美容学校)</p> <p>平成 28 年度からは、業者の選定、契約書の作成及び物品納品時の検収について適正な事務処理を行っている。</p>

(9) 教育委員会全体に対する監査結果

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【定期的な情報セキュリティ監査の実施について】</p> <p>市教委が所管する情報システムに関して、情報セキュリティに関する監査が定期的に行われていない。市は、定期的に監査を実施する必要がある。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>既に、市長部局では情報セキュリティ監査を実施しているので、市長部局の情報セキュリティ主管課（情報政策課）とも協議しながら、予算、内容等の調整を進め、30年度から外部監査を実施したい。</p> <p>(総務局情報政策課)</p> <p>北九州市情報化推進要綱に基づき、市長事務部局では、情報セキュリティポリシーを定め、定期的にセキュリティ監査を実施している。</p> <p>要綱では、市教委においては、教育長が定める情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムを適切に管理しなければならないと規定されていることから、市教委が所管する情報システムについては、市教委による情報セキュリティ監査の実施が求められる。</p> <p>なお、市教委がセキュリティ監査を実施するにあたっては、市教委との協議を適宜行うこととする。</p>

(10) 教育委員会全体に対する監査結果

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【管理すべき情報資産の特定漏れについて】</p> <p>市教委が保有・利用している情報資産は情報資産台帳を作成して管理することになっているが、その内容が最新のものとなく、把握されていない情報資産があるため適切に管理できる状態になっていない。情報セキュリティを必要とする情報資産は漏れなく把握する必要がある。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>監査の指摘を踏まえ、平成 29 年 5 月 12 日付で教育委員会の各情報セキュリティ責任者（各課長）あてに通知「情報セキュリティ責任者（各課の長）の果たすべき役割について」を発出し、規程・要領に基づいた適切な情報資産管理を徹底した。</p> <p>教育委員会のセキュリティ規程・要領に基づく運用に対する指摘であるが、教育委員会の規程・要領は市長部局の規程・要領に準拠した運用をしていることから、市長部局のセキュリティ主管課（情報政策課）と協議しながら、対応を検討していく。</p> <p>(総務局情報政策課)</p> <p>市教委に対する監査の指摘を踏まえ、平成 29 年 5 月 11 日付で市長事務部局の各情報セキュリティ責任者（各課長）宛に、情報資産の台帳管理等の担当事務の再確認と徹底のため「情報セキュリティ責任者（各課の長）の果たすべき役割について（依頼）」を通知した。</p> <p>また、当該通知文を事前に提供するなど、市教委内の対応への協力も行っている。</p>

(11) 教育委員会全体に対する監査結果

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><u>【利用者IDのパスワード管理について】</u></p> <p>情報システムの利用者IDは、パスワードを適切に管理することによって、不正アクセスが防止される。重大なセキュリティ事件も不正アクセスが関与する場合が少なくない。特に利用者が変更となった場合のパスワード変更を確実に実施する必要がある。</p>	<p>(学事課)</p> <p>校納金会計システムのログインパスワードについては、担当者の離任・転任等を含め、適宜変更することとしており、平成29年4月4日付通知「校納金会計システムパスワードの変更について」にて各学校に周知したほか、平成29年度学校事務説明会及び校納金システム研修でも説明するなど、周知の徹底を図っている。</p>

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 企画調整課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>私立学校振興助成補助金の目的及び助成額決定方法の見直しについて</u>】</p> <p>私立学校振興助成補助金（以下「私学助成」という。）は県の所管事項であり、私立学校（幼・小・中・高）には県が経常経費助成を行っている。市は、県の補完的措置として、市内私立学校の振興を図るために私学助成を行っている。</p> <p>現在は、備品購入費や軽微な修繕費に充てられる施設整備費への助成が最も大きく経済的援助の側面が強いと考えられるが、配分の際し、負担軽減状況等は考慮されていない。したがって、私学助成を行う意義や目的を再度整理し、これに伴い助成対象事業及び助成額の決定方法について見直すことが望まれる。</p>	<p>（企画調整課）</p> <p>私学助成は、本市の特色ある私学振興と保護者の経済的負担の軽減を図るため、県の補完的措置として助成を行っている。</p> <p>公の実施する補助事業において、公平性は重要な要件であり、監査の意見にある、各私学の経営状況に応じた配分等は馴染まないと考えており、現行の配分方法によることが妥当と考えている。</p>

(2) 企画調整課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【通学支援事業の見直し検討について】</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日に風師中学校と門司中学校を統合し、風師中学校は廃校となった。この学校統合を受けて、通学距離が 3 キロメートルを超える旧風師中学校校区に居住している生徒に対して定期券の支給を行っている。この通学支援事業について、将来的に見直すことが望まれる。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>平成 26 年 3 月に定めた学校規模適正化の基準「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」で通学支援については、統合後の通学距離が 3 キロメートルを超える場合、通学支援を行うよう定めている。</p> <p>これは、過去の学校統合において、通学が長距離になった場合、通学支援について地元と協議を行い、支援を決めたもので、今後の学校統合に適用するよう明文化したものである。</p> <p>今後、学校統合を円滑に進めるためには、この通学支援は必要であり、期限を設けることは考えていない。</p>

(3) 企画調整課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【藍島小学校における離島留学制度の導入検討について】</p> <p>離島にある藍島小学校の児童数は、現在 15 人で、6 年生は 5 人であるが、3 年生はゼロ、1 年生及び 2 年生は各 1 人と少なく、今後も大幅な増加は見込まれない状況にある。一方、小学校では校舎が建て替えられ、校舎等教育環境が整備されている。</p> <p>藍島小学校及び藍島の資源を有効に活用するとともに、藍島及び本土地区双方の子どもたちにメリットが享受できるよう十分検討した上で、離島留学制度の導入について検討することが望まれる。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>監査の意見のとおり、藍島小学校の児童数は少なく、今後も同様の状況が継続すると考えられるため、離島留学制度を含め、藍島小学校や藍島の資源を有効に活用する施策等について、検討していく。</p>

(4) 施設課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【PFI事業におけるプール監視業務の警備業認定の要否確認について】</p> <p>市立思永中学校温水プールの監視業務に関し、警備業の認定が必要か関係機関に確認の上、必要な場合は、警備業の認定を受けている業者に委託するよう、SPCに指導することが望まれる。</p>	<p>(施設課)</p> <p>現在、市立思永中学校温水プールの監視業務に関し、警備業の認定が必要か関係機関（文部科学省・福岡県警）に確認する作業を行っており、その結果を受けてSPCへの指導や協議を行い、適切に対応していきたい（平成29年度中）。</p>

(5) 施設課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【門司総合特別支援学校建設工事の入札への対応について】</p> <p>門司総合特別支援学校建設工事の入札において、3者が応札しているが、うち2者は予定価格を超過し失格となっている。なお、予定価格は事前公表されており、この2者は落札できないことが分かった上で、応札していることになる。通常想定されない状況であることを鑑みると、少なくとも参加業者に対する事情聴取は行うべきであったと考える。</p> <p>今後、同様の状況の場合には、慎重に対応することが望まれる。</p>	<p>(技術監理局契約課)</p> <p>予定価格を超過し失格になる業者は年に数件発生しており、その多くが業者の錯誤、または業者が積算金額を市に示す目的で行っていることは承知していることから、その都度予定価格を超過した理由を確認することはしていなかった。</p> <p>しかしながら今回の指摘を受け、今後予定価格を超過した入札が行われ、その結果入札不調に陥るようなケースが発生した場合は、その理由を確認する等慎重に対応することとする。</p> <p>(本入札事務は技術監理局契約課が行っているため、当該課から措置状況を回答)</p>

(6) 施設課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【学校施設の中長期的な整備計画の策定について】</p> <p>市では、経年的に老朽化している、又は老朽化する見込みである学校校舎が散見される。今後、校舎の建て替えや大規模修繕が必要になると考えられることから、中長期的な整備計画を策定することが望まれる。</p>	<p>(施設課)</p> <p>H29 当初予算において、中長期的な整備・保全計画策定費が措置されており、学校施設の劣化度を総合的に判断し、建替えや改修の優先順位等について平成 29 年度中に具体的な計画を策定予定である。</p>

(7) 施設課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【学校施設等警備業務委託費の予定価格の積算方法の見直しについて】</p> <p>学校・幼稚園施設警備業務委託に関する入札状況を見ると、業者によって入札額が大きく異なり、また落札率についても低い水準にあり、予定価格とのかい離が大きい。</p> <p>市は、予定価格をより適切に積算することが望まれる。</p>	<p>(施設課)</p> <p>平成 29 年 6 月の入札実施に向けて、設計価格の算定のため、参考見積を徴収したうえで各社から丁寧に意見聴取を行った。また、他施設の機械警備業務委託の実績を参考にして仕様書の見直しを行った結果、予定価格とのかい離は縮小した。</p>

(8) 施設課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>支出負担行為伺書における記載内容の充実について</u>】</p> <p>市は、離島にある藍島小学校用の備品を購入したが、履行場所（納品場所）は旧風師中学校とされ、その理由について支出負担行為伺書に何ら記載されていなかった。</p> <p>経緯等がわかるよう、今後は、このような内容についても支出負担行為伺書に記載しておくことが望まれる。</p>	<p>（施設課）</p> <p>藍島小の備品購入という特殊な発注であったため、経緯を残すことが望ましい案件であったと考える。</p> <p>今後は同様の案件があれば、支出負担行為伺に別紙で経緯を記載するなどして事跡の整理を行っていきたい。</p>

(9) 教職員課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【一般財団法人北九州市教職員互助会に対する補助金の見直しについて】</p> <p>市は、一般財団法人北九州市教職員互助会（以下「教職員互助会」という。）に対し、補助金を交付している。教職員互助会の財政状況や補助対象経費の内容などから、市からの補助金を見直す余地は大きいと考える。</p> <p>市は、教職員互助会への補助について、見直すことが望まれる。</p>	<p>（教職員給与課）</p> <p>これまで、教職員の福利厚生については、教職員互助会が担っており、当該互助会への補助金の交付は地方公務員法第 42 条に規定する地方公共団体の責務を果たす上で必要不可欠なものである。</p> <p>ただし、補助対象事業については、包括外部監査からの指摘及び市厚生会との均衡を踏まえ精査を行うこととしている（平成 29 年度中）。</p> <p>（なお、包括外部監査で指摘があった「パソコン講座」については、今年度から廃止した。）</p>

(10) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【会計事務調査及び監査委員監査の連携による事務の適正化、効率化について】</u></p> <p>市教委は、各学校の会計事務の処理状況について、多くの労力をかけて実情調査を実施している。一方、監査委員も定期監査を実施しているが、両者間での連携はなされていない。市教委は、全体最適の観点から、市監査委員（事務局）とともに、両者の連携について検討することが望まれる。</p>	<p>（学事課）</p> <p>これまでも、監査委員監査の指摘内容等を各校へ周知し、学事課実情調査の際にも監査委員監査を踏まえた指導を行うほか、学事課実情調査の指導内容等を市監査委員（事務局）に情報提供してきたが、今後はより一層の連携に努め、学校における事務の適正化・効率化を図る。</p> <p>（行政委員会事務局監査第一課）</p> <p>これまでも、市教委実情調査の指導内容等に係る情報提供を受けて、次回以降の定期監査で、着眼点や対象校の選定に反映させてきたところである。</p> <p>今後とも、より一層の連携に努めていく。</p>

(11) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【情報システム利用者による評価の収集と反映について】</p> <p>情報システムは構築されることで価値を発揮するのではなく、効果的に利用されてこそその価値が発揮される。特に利用者が多く、かつ利用頻度の多いシステムについては効果的に利用できているか、利用者による評価を収集、反映し、改善に取り組むことが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>利用者の意見・要望の収集については、これまでも校長会やヘルプデスク等を通じて実施し、可能な限り改善に取り組んでおり、平成29年度からは、学校長が中心となって運営している校務支援システムサークルとの定期的な意見交換会等を通じてさらに情報収集に努めている。</p>

(12) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【サイバー攻撃への備えについて】</p> <p>学校ネットワークはオープンなネットワークではないが、一部外部と接続できる機能を有しており、近年脅威が高まっているサイバー攻撃に全く関係ないとはいえない。少なくとも既知の手口によって被害を受けることのないよう、職員に対し、情報セキュリティ（特にサイバー攻撃）に関する知識及び能力の向上に必要な研修を行うことが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>情報セキュリティに関しては、研修や注意喚起の通知（平成28年7月13日付「情報セキュリティの確保について」）等により、教職員に周知してきたが、今後さらにサイバー攻撃に関することなどを含め、平成29年8月から具体的な研修を実施する。</p>

(13) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【児童・生徒負担金の保護者決算報告及び保護者会計監査の適切な実施について】</u></p> <p>各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、決算報告や会計監査が実施されていない事例が見受けられた。</p> <p>各学校においては、会計ごとに漏れなく適切な監査を受けたのち、決算報告を行うことによって保護者に対して適切に説明責任を果たし、透明性を維持することが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>決算報告及び会計検査の実施については、平成28年9月6日付通知「校納金会計事務における管理者チェックの徹底について」に記載し、各学校に周知を行ったほか、平成29年4月実施の学校事務説明会でも説明を行うなど周知徹底を図った。</p>

(14) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【児童・生徒負担金の決算書の作成について】</u></p> <p>各学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類を閲覧したところ、各会計の決算書が作成されていないケースが発見された。各学校においては、会計ごとに漏れなく決算書を作成し、一定期間確実に保存することが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>決算書の作成については、平成28年9月6日付通知「校納金会計事務における管理者チェックの徹底について」に記載し、各学校に周知を行ったほか、平成29年4月実施の学校事務説明会でも説明を行うなど周知徹底を図った。</p>

(15) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【児童・生徒負担金の出納簿の様式の見直しについて】</p> <p>市の「校納金会計システム」から出力される出納簿の様式では「残高」の行が「手許現金」と「預金」とに分かれていない。このため、月末や学期末の通帳との照合時に、出納簿残高と通帳残高が一致しないことがある。適切な検査及び監査を実施するためは、システムの改修、又は現状の出納簿とは別に手許現金の出納簿の作成を義務付けることにより、出納簿上の現金預金残高と預金通帳上の預金残高との差異の要因をすぐに把握できるようにすることが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>出納簿の様式変更については、仕様の大幅な変更となるためシステム改修が必要であり、コストや操作環境の問題など実現に向けて課題が多いため、現行様式に手許現金の増減について記載するなど運用を見直すことで対応予定である（平成29年度中）。</p>

(16) 学事課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【学校備品の管理について】</p> <p>各学校における備品について、現物管理のために備品整理票を貼付することを徹底すること及び備品の現物照合の方法に関して学校固有の状況に適したルールを定めることが望ましい。また、学校備品については、現在、紙台帳と財務会計システムを併用して管理しているが、いずれは紙台帳を無くし財務会計システムのみで管理することが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>各学校には本市の「物品管理要領」、「備品照合検査実施要領」等に基づき、備品管理を行うように通知等（平成 29 年 3 月 3 日付通知「平成 28 年度の備品照合検査について」）により、周知徹底を図っており、統一的な対応を行う。</p> <p>なお、備品整理票の貼付及び財務会計システムでの管理については今後も周知を図っていく。</p>

(17) 学校保健課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>学校環境衛生管理業務委託に関する業務内容及び積算の明確化について</u>】</p> <p>市は、公益社団法人に学校衛生管理業務を委託している。委託料には、学校給水水質管理業務等の検査業務の検査料金に加え、事務費が加算されているが、事務費に係る業務内容は明確にされていない。</p> <p>市は、事務費に係る業務内容を明確にした上で、検査料金の積算根拠も踏まえ、事務費の積算を明確にすることが望まれる。</p>	<p>(学校保健課)</p> <p>事務費については、委託事業に係る一般管理費として計上していたものである。</p> <p>平成 29 年度の契約からその旨を明確にするとともに、金額についても「北九州市建築物等定期点検業務積算要領」に準じ、見直しを行った。</p>

(18) 学校保健課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【補助事業における繰越金の返還検討について】</p> <p>市は、市給食協会に対して、毎年補助金を交付している。市給食協会から市教委に提出された決算書を確認したところ、過去から継続して300千円の繰越金が生じていた。市給食協会の収入の大半が補助金であることから、繰越金は補助金から生じたものであると言える。</p> <p>補助事業における繰越金は、本来精算され市に返還されるものであるため、市は繰越金を返還させるよう指示するとともに、今後、同様の事例が生じないように指導することが望まれる。</p>	<p>(学校保健課)</p> <p>今回の監査の意見を踏まえ、平成29年7月に市給食協会に対して、300千円の返還を指示し、既に返還済みである。</p> <p>また、今後についても、補助金の確定額が交付額を超える場合は、その年度ごとに返還をするよう指導する。</p>

(19) 学校保健課

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【市給食協会の財務基盤の強化について】</u></p> <p>市給食協会の財務基盤は脆弱である。公益法人制度上、2年連続で純資産が300万円を下回ると解散となるため、仮に解散した場合は、市の学校給食自体が実施できなくなる可能性が高く、教育環境等市政及び市民生活に与える影響は極めて甚大なものとなる。</p> <p>したがって、単年度での損益をコントロールしつつ純資産の増加を図るなど財務基盤を強化することが望まれる。</p>	<p>(学校保健課)</p> <p>純資産の増加など、財務基盤を強化する方策について検討していきたい。</p>

(20) 指導第一課

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>中学生音楽鑑賞教室に係る業務報告書の充実について</u>】</p> <p>市は、中学生音楽鑑賞教室を実施し、その業務を委託している。しかし、業務報告書からは、委託目的の達成状況に関する情報は読み取れない。また、委託業務は、事前準備から中学生の移動等も含まれているが、これに関する記述もない。</p> <p>市は、教室に関する報告だけでなく、業務に関する報告を提出させるよう指導することが望まれる。また、業務委託の効果を明らかにするため、事後に参加者（中学生等）に対し、アンケートを行うなどすることが望まれる。</p>	<p>(指導第一課)</p> <p>平成 29 年度分の業務報告書に、事前準備から中学生の移動等までを含むとともに、委託目的の達成状況に関する情報も読み取れる内容を記載するよう、受託者を指導する。</p>

(21) 東谷中学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【郵便局での支払いに係る領収書の添付について】</p> <p>東谷中学校では、切手や往復はがきを購入した際に、郵便局が発行する領収書ではなく支払証明書を支出負担行為決裁書に添付していたケースが見受けられた。証拠書類として支払証明書だけでなく領収書も併せて添付することが望まれる。</p>	<p>(東谷中学校)</p> <p>切手や往復はがきの購入にあたっては、証拠書類として郵便局の領収書（もしくはレシート）を支払証明書の裏面に貼付し、内容を確認したうえで支払証明書に押印することを徹底している。</p>

(22) 浅川中学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【物品納品時の適切な検収の実施について】</p> <p>浅川中学校における児童・生徒負担金の会計事務処理に係る書類一式を閲覧したところ、納品書に検収の押印がないものが見受けられた。</p> <p>児童・学生負担金の会計事務に当たっては、収入から支出までの経緯を明確にし、適正に管理、執行することが望まれる。</p>	<p>(浅川中学校)</p> <p>納品の際には事務員2名で発注票と納品書を照合し、検品した上で押印することを徹底している。</p> <p>また、支出の際には、納品書に2名の押印があるか必ず確認した上で支出命令を行っている。</p>

(23) 浅川中学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>利用予定のない銀行口座の管理見直しについて</u>】</p> <p>浅川中学校が管理する児童・負担金の口座のうち、特別支援学級の行事費口座については、平成27年度の利用がなく、今後利用する予定もないということである。</p> <p>利用予定のない口座については、速やかに解約手続を行うなど適正に管理することが望まれる。</p>	<p>(浅川中学校)</p> <p>利用していない特別支援学級の行事費口座について、当面利用予定がないことを確認し、平成29年1月6日付で解約した。</p>

(24) 浅川中学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>物品購入・修繕伺書への購入目的などの記載について</u>】</p> <p>浅川中学校は、平成27年度にデジタルカメラ10台を購入していたが、物品購入・修繕伺書（以下「伺書」という。）に購入目的が明記されていなかった。伺書に購入目的などを明記した上で、決裁を得ることが望まれる。</p>	<p>(浅川中学校)</p> <p>物品購入の際には、支出負担行為伺書に購入目的を明記し、決裁を受けるよう徹底している。</p>

(25) 小倉南特別支援学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>学校敷地の利用方法の見直しについて</u>】</p> <p>小倉南特別支援学校では、利用車両数に対して駐車スペースが狭いため、校舎棟と校舎棟の隙間やフェンス沿い、玄関の脇など校内の空きスペースが自動車駐車のために利用されている。</p> <p>校地を教職員の通勤用自動車の駐車場として利用する場合は、各人の自動車通勤の必要性を慎重に審査した上で許可を行い、校地の駐車場スペースの利用を最小限として、安全上支障がない範囲とすることが望まれる。</p>	<p>(教職員課、施設課)</p> <p>校地を教職員の通勤用自動車の駐車場として利用する場合は、「職員の学校等敷地内駐車の適正な管理について（平成16年11月9日付通知）」を基に行っている。今回の監査の意見を踏まえ、自動車通勤の必要性を考慮した上で、児童生徒、保護者や教職員を含めた学校を利用する者等にとって安全上支障がない範囲で許可をするよう平成29年6月に学校を訪問し、学校管理職に対し指導を実施した。</p>

(26) 小倉南特別支援学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>中学部及び高等部の修学旅行費の適正な管理について</u>】</p> <p>小倉南特別支援学校では、中学部及び高等部の修学旅行費を管理する会計の通帳が口座管理簿から漏れている。修学旅行費の通帳も口座管理簿に記録し、児童・生徒負担金として漏れなく適正に管理、執行することが望まれる。</p>	<p>(小倉南特別支援学校)</p> <p>平成28年度より、学部ごとに通帳を作成し、口座管理簿に記載済みである。また、予算執行を校納金会計システムで管理するよう改善している。</p>

(27) 高等学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【教職員の旅費の精算の適正化について】</u></p> <p>高等学校教職員の旅費の精算において、領収証を紛失したとして、「てん末書兼精算報告書」を提出しているケースが多く見受けられた。教職員に対し、領収書を必ず入手、保管し、添付するよう周知徹底することが望まれる。また、業務に支障のない範囲において、より安価な切符を購入するよう指導することが望ましい。</p>	<p>(北九州市立高等学校)</p> <p>旅費精算時における領収書の添付やより安価な切符の購入等について、監査の意見を踏まえ、平成29年4月実施の職員会議等で教職員に再度周知徹底した。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を捉えて、旅費の精算の適正化について、教職員に指導していく。</p>

(28) 高等学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【ネットバンキングの利用検討について】</u></p> <p>各種費用の支払いについて、毎日、銀行に行って振込処理を行っている。振込については、インターネットバンキングなどを利用するよう検討することが望まれる。</p>	<p>(北九州市立高等学校)</p> <p>ネットバンキングの導入については、コストやデータ処理方法などの課題があるため、今後導入の可否について検討を進める。</p>

(29) 戸畑高等専修学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【<u>公費と後援会費（私費）の区分の明確化について</u>】</p> <p>戸畑高等専修学校では、公費で負担すべきような支出について、後援会費（私費）にて負担されているものが散見された。今後は、保護者に対して過度の負担とならないように、適切に予算計上した上で公費にて負担することが望まれる。</p>	<p>(戸畑高等専修学校)</p> <p>平成29年度予算から、公費で負担すべき支出については公費として予算計上している。</p> <p>また、公費と私費の区分を明確にするため、平成29年4月1日付で「北九州市立戸畑高等専修学校における生徒負担金取扱マニュアル」を整備し、職員に周知徹底を図っている。</p>

(30) 高等理容美容学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【入学前に納入する前納金の納付額及び時期の見直しについて】</p> <p>理容美容学校では、入学する生徒に対し、前納金を合否発表の日から10日以内に納付することと定めている。そのため、ほとんどの新入生は、入学よりも約半年前に前納している状況である。</p> <p>しかし、この前納金は、約半年間銀行口座にそのまま預金されており、運用や支出等を行われていないため、納付額及び時期について見直すことが望まれる。</p>	<p>(指導第一課)</p> <p>前納金の時期については、入学後すぐに授業で使う用品の一括購入手続など、次年度に向けた準備のために、合格発表（例年10月上旬）後の早い段階での納付を依頼している。また、早期に前納金を納付してもらうのは、学生確保の点からも、必要なことと考えている。</p> <p>しかし、制服等、一括購入でなくても良いものは、個人購入とし、前納金の納付金額を下げる等の対応をとるようにした。</p>

(31) 高等理容美容学校

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【学校の在り方の検討について】</p> <p>理容美容学校は、理容師養成施設・美容師養成施設を併設した全国唯一の公立の単独校である。北九州市立の学校として運営することの意義を整理し、引き続き運営していくか検討することが望まれる。また、もし仮に引き続き運営するとした場合においては学費について見直すことが望まれる。</p>	<p>(指導第一課)</p> <p>学校の在り方の検討に当たっては、監査での指摘のとおり、国の動きなども踏まえ、関係機関と連携・協議しながら進めていく必要があると考えている。今後、検討を進める中で、方向性を定めていきたい。</p>

(32) 公益財団法人北九州市学校給食協会

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【銀行口座の開設による振込手数料の軽減について】</p> <p>市給食協会は、銀行預金口座として一つの都市銀行の口座のみ有している。一方、振込元である各学校の預金口座は、福岡銀行、西日本シティ銀行及び福岡ひびき信用金庫等が多く、口座を有している銀行からの振込はない状況である。当該振込に係る手数料については給食協会が負担していることから、経費削減の観点から、現在口座を有している銀行以外の預金口座を設けることが望まれる。</p>	<p>(北九州市学校給食協会)</p> <p>監査の意見を踏まえ、他銀行の口座についても、預金口座の開設を検討する。</p>

(33) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【負担金を支出している各種団体の決算書類等の入手及び妥当性検証について】</p> <p>市教委の各部署並びに高等学校、専修学校及び理容美容学校は、全国単位、県単位等の校長会、教頭会等各種団体に負担金を支出している。しかし、これら各種団体への負担金について、予算書や規約が添付されている事例は多いが、前年度の決算書類が添付されている事例は少ない。各種団体の中には、多額の繰越金を有する団体が見受けられた。</p> <p>市は、各種団体に負担金を支出する際に、その団体の決算書類（収支決算及び年度末の財産の状況等）及びその内容のわかる書類を入手することが望まれる。その入手資料を検証した上で、例で挙げた団体のような事例がある場合は、負担金の減額等を当該団体に求めるなど、市負担の軽減を図ることが望まれる。</p>	<p>(学事課)</p> <p>各種団体は各職域の研究会組織であるので、団体担当者あるいは指導部から提出された資料に基づいて、会の目的などの事業概要、事業計画（予算書）及び会の歴史的経緯を踏まえて、負担金を支出している。</p> <p>今後は、団体の活動状況をさらに把握するため、決算書の提出を平成 29 年度から各団体に働きかけていく。</p> <p>また、多額の繰越金を継続的に有する団体については、他の加盟団体と連携しながら、市の負担軽減を図っていくことを検討してまいりたい。</p>

(34) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【非常勤嘱託員に対する休日の報酬の妥当性検討について】</p> <p>市教委は、非常勤嘱託員の一部に対し、市長部局の例により休日の報酬を支給している。これは、勤務を要しない日である祝祭日について報酬を支給するものである。この報酬の支給について、市は、その目的や性質等を精査し、妥当性について慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>(総務課)</p> <p>正規職員の場合、勤務時間に対する勤務の報酬である給料については、祝日等は勤務を要しないが、祝日等に割り振られている勤務時間を含めて給料月額を支給しているところであり、非常勤嘱託員についても、正規職員との均衡を考慮して就業要綱等で規定しているところである。</p> <p>この考え方は、比較的長期に雇用される嘱託員に対し、正規職員の給与制度とのバランスを考慮して制度化したものである。</p> <p>(総務局給与課) 教育委員会と同一の見解</p>

(35) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【勤務地内の出張に係る日当の見直しについて】</p> <p>市は、北九州市旅費条例に基づき、勤務地内出張のうち継続して4時間以上従事した場合には、100円の日当を支給している。市は、当該日当の意義、及び当該日当を申請・支給する作業等に係る時間コスト等を勘案した場合、当該日当の支給について見直すことが望まれる。</p>	<p>(総務課)</p> <p>勤務地内出張に係る日当（100円）は、出張先から所属等へ電話連絡する際の通信費などの諸雑費のために支給されるものであるため、支給の意義はあると考えている。</p> <p>(総務局給与課) 教育委員会と同一の見解</p>

(36) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【出張時の朝食代、夕食代加算見直しについて】</u></p> <p>市は、北九州市旅費条例に基づき、市職員の出張時において、宿泊料及び日当とは別に食事代相当額を支給している。市は、このような食事代相当額を支給する必要性について見直すことが望まれる。</p>	<p>(総務課)</p> <p>旅費の「宿泊料」の構成要素は、国家公務員の旅費制度と同様に、宿泊料金（室使用料）、朝・夕食代等であり、定額を規定している。</p> <p>しかし、宿泊施設が指定されている場合や、企画旅行の場合の宿泊に係る料金については、規定する定額の「宿泊料」ではなく、その実費を支給することとしている。</p> <p>この場合において、宿泊に係る料金に朝・夕食代が含まれていないときは、朝・夕食代相当額を当該実費に加算する取扱いを行うこととしている。</p> <p>この朝・夕食代加算に係る取扱いは、国家公務員の旅費制度に準じて規定しているものである。</p> <p>(総務局給与課) 教育委員会と同一の見解</p>

(37) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【PTA会費等団体徴収金に係る取扱いの明確化について】</p> <p>各学校において、PTA会費等の「団体徴収金」について、その管理や通帳の保管、出納事務等を学校事務職員が書面による取り決めなく行っているケースが見受けられた。</p> <p>市は、団体徴収金に関する事務を学校事務職員が行う場合、書面により学校と団体で責任の所在を明確にするなど、指導することが望まれる。</p>	<p>(指導第二課)</p> <p>学校とPTAとの間で責任の所在を明確するためにはどのような形が良いのか、PTA協議会と協議を行っている。</p>

(38) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【小中学校における薬品管理台帳の整備について】</p> <p>市の薬品管理システムは古く、一部の学校は利用できないため、薬品管理台帳が適切に整備されていないケースが生じている。市は、薬品管理システムを更新し、薬品を取り扱う全ての学校で薬品管理台帳が適切に整備されるように指導することが望まれる</p>	<p>(学事課)</p> <p>既存の管理台帳システムの老朽化の問題が生じていることから、各校で安全かつ適切な薬品管理が長期的にできるように、把握すべき事項とそのルールを改めて示したいと考えている。</p> <p>新たなシステムの構築については、導入の必要性和再構築に要する期間と費用を含め検討中である。</p>

(39) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p><u>【情報セキュリティに関する規程の見直しについて】</u></p> <p>今日、様々な情報セキュリティに関する脅威が発生している現状において、少なくとも一般的に対策が必要といわれる事項には対応しておく必要がある。市教委の情報セキュリティに関する規程は最新の基準に準拠していないため、見直しをすることが望まれる。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>教育委員会のセキュリティ規程・要領は、市長部局の規程・要領に準拠して策定しており、監査の意見を踏まえた対応について、市長部局の情報セキュリティ主管課（情報政策課）と協議しながら、検討を進めていく。</p> <p>(総務局情報政策課)</p> <p>セキュリティに関する規程等の、最新の基準への対応について、検討を行う。</p>

(40) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p data-bbox="225 427 676 465">【クリアデスクの実施について】</p> <p data-bbox="209 524 788 846">クリアデスクとは、不在時には情報を机上に放置することをしないという情報セキュリティ対策のひとつである。情報セキュリティに関する対策の中でも高度な知識を必要とするものではない。生徒のお手本ともなる教職員にはクリアデスクの実践が望まれる。</p>	<p data-bbox="831 427 986 465">(教職員課)</p> <p data-bbox="815 524 1394 846">監査の意見を踏まえ、例年、各学校等で行っている綱紀肅正研修について、個人情報の適切な管理としてクリアデスクの実践を盛り込んで、平成29年6月1日付北九教学教第167号「綱紀肅正に向けた研修の実施について（通知）」にて各校(園)あて通知した。</p> <p data-bbox="815 860 1394 1227">また、教育委員会が学校向けに配布している個人情報の取扱いにかかる要領「個人情報の取扱いについて」について、クリアデスクを含め、最近の情報セキュリティにかかる事例や基準等を踏まえて平成29年度中の改訂を目途に見直しを行い、今後も適宜研修等による意識の徹底を行う。</p>

(41) 教育委員会全体に対する意見

監査の結果（意見）	措置状況
<p>【情報セキュリティに関する点検の適切な実施について】</p> <p>市教委では、情報セキュリティに関する点検が行われているが、情報セキュリティに関する対策の実施状況を適切に把握できる点検となっていない。情報セキュリティに関する点検を適切に実施することが望まれる。</p>	<p>(企画調整課)</p> <p>現在実施している点検に加えて、情報セキュリティ監査を実施することで、情報セキュリティに関する対策の実施状況を適切に把握できると考えている。</p> <p>既に、市長部局では情報セキュリティ監査を実施しているので、市長部局の情報セキュリティ主管課（情報政策課）とも協議しながら、予算、内容等の調整を進め、30年度から外部監査を実施したい。</p> <p>(総務局情報政策課)</p> <p>北九州市情報化推進要綱に基づき、市長事務部局では、情報セキュリティポリシーを定め、定期的にセキュリティ監査を実施している。</p> <p>要綱では、市教委においては、教育長が定める情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムを適切に管理しなければならないと規定されていることから、市教委が所管する情報システムについては、市教委による情報セキュリティ監査の実施が求められる。</p> <p>なお、市教委がセキュリティ監査を実施するにあたっては、市教委との協議を適宜行うこととする。</p>